第4号様式（第2条関係）（日本工業

基本的に赤字部分は全て記入してください

| 区分 | 一般 | | | 特定 |
|---|---|---|---|---|
| | 特積 | 利用 | 霊柩 | |

該当する事業区分に〇をしてください。

| 事業者番号 | 4 6 0 0 0 ● ● ● ● |
|---|---|

事業者番号がわからない場合、本部総務・支部支援Ｇ(03-3359-4133)へご連絡ください。(未記入でご提出いただいても差し支えございません)

# 貨物自動車運送事業実績

あて

住　　所　東京都●●●●●●

事業者名　●●●●●●●●

代表者名　代表取締役　●●●

電話番号　●●●●●●●●

3月31日時点の営業用車両数(全車両)を記入(被けん引車も数える)。

全運転者数を記入。

事業概況（令和４年3月31日現在）

| 事業用自動車 | ●● 両 | 従業員数 | ●● 人 | 運転者数 | ●● 人 |
|---|---|---|---|---|---|

兼業がある場合は主たる運送事業に従事する人数(除役員)を記入。

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

| | |
|---|---|
| ・ ダンプによる土砂等輸送 | ・ 冷凍、冷蔵輸送 |
| ・ 基準緩和認定車両による長大物品等輸送 | ・ 原木、製材輸送 |
| ・ 国際海上コンテナ輸送 | ・ 引越輸送 |
| ・ コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送 | ・ その他（食品、油、自動車部品　） |
| ・ 危険物等輸送 | |

該当する事業内容に〇、その他の場合は()内に輸送品目を記入。

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

| | 延実在車両数(日車) | 延実働車両数(日車) | 走行キロ(ｷﾛﾒｰﾄﾙ) | 実車キロ(ｷﾛﾒｰﾄﾙ) | 輸送トン数 実運送(トン) | 輸送トン数 利用運送(トン) | 営業収入(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | | | | | | | |
| 東北 | | | | | | | |
| 北陸信越 | | | | | | | |
| 関東 | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● |
| 中部 | | | | | | | |
| 近畿 | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | |
| 四国 | | | | | | | |
| 九州 | | | | | | | |
| 沖縄 | | | | | | | |
| 全国計 | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● | ●●●● |

**決算期にかかわらず、前年４月１日から本年３月３１日までの１年間の実績を記入する。**

・延実在車両数(日車)　⇒　車両数×365日(但し、うるう年は366日。また、年途中の増減車両はその在籍日数を計上する。

・延実働車両数(日車)　⇒　各車両の稼働日数の合計。

・走行キロ(ｷﾛﾒｰﾄﾙ)　⇒　全車両の総走行キロ数(空車を含む)。

・実車キロ(ｷﾛﾒｰﾄﾙ)　⇒　総走行キロ数のうち、貨物を積載し走行したキロ数(空車を除く)。

・輸送トン数　実運送　⇒　自社車両の輸送トン数(霊柩は体数)。

　　利用運送⇒　庸車による輸送トン数

・営業収益　⇒　実運送と利用運送の合算による売上高(千の位から記載)。

営業所がある運輸局毎に輸送実績を記入し、その合計数を記入。一つの運輸局のみの場合は、そのままの数字を記入。

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

| 交通事故件数 | 0 | 重大事故件数 | 0 | 死者数 | 0 | 負傷者数 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

警察による事故検分が行われた事故の件数。

運輸支局への報告義務がある事故の件数。

備考

1．区分[illegible]該当する事項を〇で囲むこと。

2．従[illegible]る場合は、[illegible]事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分とし[illegible]した人数と[illegible]のとする。

3．事[illegible]もの三項目

4．危[illegible]報告規則([illegible]号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。

5．輸[illegible]方運輸局の管[illegible]方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績（ただし、輸送トン数（利用運送）については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量）について記載すること。

6．交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

7．重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。